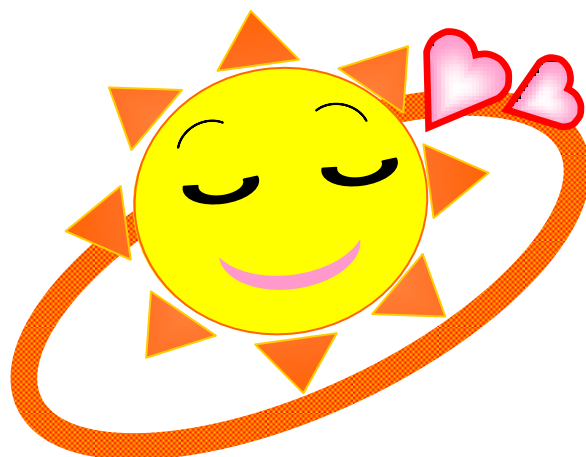


平成24年度 事業計画書



社会福祉法人 多摩市社会福祉協議会

目次

1	事業方針	1
2	重点事業	2
1	小地域福祉活動の推進と新たな支えあいの仕組みづくり	2
2	市民、企業、団体などの地域活動への参加促進	2
3	ボランティアセンターの機能強化	2
4	法人後見等の実施に向けた取り組み	2
3	事業計画	3
I	一人ひとりにやさしい地域づくり	3
1	小地域福祉活動の推進	3
(1)	住民参加や協働による支えあいの仕組みづくり	3
(2)	地域福祉活動拠点の整備	5
2	ボランティア・市民活動の推進	6
(1)	運営体制の強化・拡充	6
(2)	活動の場や地域拠点の確保	6
(3)	幅広い関係者との積極的な協働づくりの推進	7
(4)	幅広いニーズキャッチの仕組みと体制づくりの推進	8
(5)	運営資金及び活動財源の確保	9
II	福祉のまちづくりを支える人づくり	9
1	住民意識の高揚	9
(1)	地域福祉活動への意識啓発	9
(2)	関係機関等と連携・協働した地域の福祉力向上	10
2	人材の育成と参加促進	11
(1)	ボランティア・地域活動者の育成	11
(2)	市民・企業の地域活動への参加促進	11
III	きめ細やかな相談と支援の推進	12
1	地域での相談体制の整備	12
(1)	地域での相談事業の充実・関係団体との連携による相談体制の整備	12
(2)	生活安定のための相談・支援体制の充実	13

2	権利擁護事業の充実と拡充-----	13
	(1) 権利擁護センターの機能充実 -----	13
	(2) 成年後見事業の拡充 -----	14
IV	市民とともに歩む、社協の経営 -----	14
1	組織体制の見直しと強化-----	14
	(1) 「意思決定」の仕組みの強化 -----	14
	(2) 事務局機能の強化 -----	15
	(3) 専門性の向上 -----	16
	(4) 自主財源の確保 -----	16
2	透明性のある法人経営の確立 -----	17
	(1) 計画の進行管理及び外部機関による法人監査の実施 -----	17
	(2) 情報公開と提供の充実 -----	17
	(3) 会員モニター制度の導入 -----	18
3	在宅福祉サービスの再構築-----	18
	(1) 介護保険法に基づく事業 -----	18
	(2) 障害者自立支援法に基づく事業 -----	18
	(3) 老人福祉センター事業 -----	19

《事業計画の見方》

多摩市第3次地域福祉
活動計画の項目と一致

- 位置づけ→【新規】か【継続・強化】か
- 財源→【社協】【補助】【受託】
(【社協】は自己財源)

①新たな支えあいの仕組みづくり

【新規】 【社協】 【まちづくり推進係】 担当所管

地域住民同士が支えあう仕組みとして、自治会・住宅管理組合を圏域とする地域における生活課題（孤立生活における課題等）解決事業に取り組みます。

◆「(仮称)地域安心ネット事業」(モデル事業)の実施

今年度の事業実施計画

1 事業方針

我が国の経済状況は、東日本大震災の影響による厳しい環境にある中、景気は緩やかに持ち直しているものの、海外の不安定な景気動向や国内の電力供給・原子力災害の影響などによる悪化が懸念されます。

多摩市においては、今後4年間の財政見通しで74億円にのぼる大幅な財源不足が見込まれ、減少する歳入と社会保障費を始めとした歳出の増加による厳しい財政状況が続くものと予想されます。

また、昨年3月に発生した東日本大震災による未曾有の災害は、日本各地に多くの被害をもたらし、今もなお、我々の生活に大きな影響を及ぼしています。この災害に対し多摩社協では、多摩市と連携して、いち早く被災地に赴き現状を把握するとともに、市民や学生からなるボランティアの協力と企業の援助を得て、継続的な被災地支援を行いました。

こうした状況の中、多摩社協は防災をはじめ災害への備えを充実させるとともに、大幅に増加する高齢者をはじめ、障がいのある方、子育て世帯の方など住民一人ひとりが、住み慣れた地域で自分らしく生活を続けていくための支援を、市民やボランティア、団体や企業、そして行政と連携し積極的に推進していきます。

また、平成24年度は昨年度から始まった多摩市第3次地域福祉活動計画において「重点的に取り組む事項」を定めた実施期間の中間年でもあります。これまでの取り組みを発展させ、目標達成に向け組織を挙げて取り組んでいきます。

◆多摩市第3次地域福祉活動計画の期間◆

年次	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
計画期間	実施計画			実施計画		
	多摩市第3次地域福祉活動計画					

2 重点事業

1 小地域福祉活動の推進と新たな支えあいの仕組みづくり

地域住民や地域で活動する団体が連携し、地域における生活課題や福祉ニーズの共有化を図り解決するため、地域の住民や多様な団体等が参画している「地域福祉推進委員会」の設置を図ってまいりました。引き続き、市内10エリアの設置に向けて取り組みます。

また、地域住民同士が支えあう仕組みとして、自治会・住宅管理組合を圏域とする地域における生活課題の解決事業に取り組みます。

2 市民、企業、団体などの地域活動への参加促進

近年は、福祉分野に限らず、さまざまな地域活動の担い手としてボランティア、企業及びNPO団体等の活躍が取り上げられていますが、この参加意欲を実際の地域活動につなげていくために、多種多様な「地域活動参加促進プログラム」を実施し、無理なく気軽に活動できるよう後押ししながら、地域活動への参加促進を図ります。

また、現在、企業におけるさまざまな社会貢献活動が行われ、地域に根ざした広がりのある活動を生み出していくために、新たな仕組みとして「(仮称)たまボランティアギフト」の実施に向けた検討を行い、企業の地域活動への参加促進を図ります。

3 ボランティアセンターの機能強化

東日本大震災発生後に行った「石巻市復興支援ボランティア」事業を実施し、そこで得た教訓から今後起こり得る震災に備え、災害時行動計画の策定に向けた検討や、災害ボランティアセンター設置に関する訓練等を実施します。

また、ボランティアセンター機能の強化を図るため、関係機関と調整を図りながら、新たな活動拠点の確保に努めます。

4 法人後見等の実施に向けた取り組み

多摩市の高齢化率は平成22年度に20%を超え、今後も毎年1%以上の上昇を続け、平成31年には30%を超えると予想されています。

そこで、高齢者のみ世帯やひとり暮らし高齢者世帯など、成年後見制度や権利擁護事業の利用を必要とする市民も大幅に増加することが見込まれており、地権事業等で培った市民協働のノウハウを活かし、サービスエリアを市域に限定することで、効果的・効率的で持続可能な法人後見等の枠組みを構築するため行政と検討を行い、平成25年度の試行実施に向けた準備を進めます。

3 事業計画

I 一人ひとりにやさしい地域づくり

1 小地域福祉活動の推進

(1) 住民参加や協働による支えあいの仕組みづくり

① 新たな支えあいの仕組みづくり

【新規】 【社協】 【まちづくり推進係】

地域住民同士が支えあう仕組みとして、自治会・住宅管理組合を圏域とする地域における生活課題（孤立生活における課題等）解決事業に取り組みます。

◆「(仮称)地域安心ネット事業」(モデル事業)」の実施

② 地域住民懇談会の開催

【継続・強化】 【社協】 【まちづくり推進係】

地域の住民が懇談することにより、地域福祉ニーズの掘り起こし、課題の把握・共有化を図る機会として実施します。

◆未実施エリアを中心に実施

③ 地域福祉推進委員会の設置・運営支援と連携

【継続・強化】 【社協】 【まちづくり推進係】

「地域福祉推進委員会」が設置されている7エリアにおいては、ネットワークのさらなる拡充を図るとともに、地域における生活課題や福祉ニーズの解決に向けた事業に取り組み、各地域福祉推進委員会の運営を事務局として継続支援します。

また、各地域福祉推進委員会の連絡会を設置し、各委員会の連携を支援します。

さらに、未設置の3エリアについては、地域住民の地域課題への意識の共有化を図るとともに、より連携を深めるためのネットワーク「地域福祉推進委員会」の組織化を目指します。

◆地域福祉推進委員会を残り3カ所で立ち上げ

④地域住民活動組織との連携・支援強化

【継続・強化】 【社協】 【まちづくり推進係】

地域住民の交流促進を図るため、自治会・住宅管理組合における住民活動（住民交流、敬老会など）への助成金を交付します。

コミュニティセンター、自治会・住宅管理組合等の事業への参加・協力を実施します。

◆自治会・住宅管理組合50団体以上助成

◆コミュニティセンター、自治会・住宅管理組合等の事業への参加・協力

◆8事業への参加・協力（継続・新規有）

⑤ふれあい・いきいきサロン、ラウンジ活動の推進

【継続・強化】 【社協・補助】 【まちづくり推進係】

継続して、立ち上げ支援、継続した運営支援（活動費補助、保険加入支援、相談援助など）・連携を行います。また、広く地域住民へサロン・ラウンジ活動の周知を図り、活動への理解・協力を得られるよう努めます。地域で行われる世代間交流等の事業や各種のサロン、ラウンジ活動を積極的に支援します。

◆登録サロン・ラウンジ累計57サロンを目指します

◆サロン運営支援内容の見直し・検討（活動費補助、コーディネート内の充実）

◆サロン交流会年1回実施

◆実施方法・内容の精査

⑥子育てサロン、障がい児・者サロンの事業推進

【新規】 【社協】 【まちづくり推進係】

子育て総合センター、地域活動支援センター、民生・児童委員等、関係機関と連携し、市内に子育て世代の親子、障がい者（児）の身近な居場所としてサロン活動の展開を検討し、実施します

◆事業の検討・実施

⑦ふれあい・いきいきサロン連絡会の設置

【新規】 【社協】 【まちづくり推進係】

コミュニティエリアごとのサロンを対象に、定期的に連絡会を開催します。

サロン間の連携、情報交換を小地域単位でも日常的に行えるように支援します。

地域内のサロンで協力し合える仕組みをつくりまます。

◆2エリア以上で実施

⑧たすけあい有償活動の推進

【継続・強化】 【社協・補助】 【まちづくり推進係】

地域の担い手として、登録協力員の拡大を図ります。事業 PR の強化を図ります。また、活動内容を精査することにより、多様化する福祉ニーズに対応できるように努めます。

協力員説明会、協力員研修、協力員懇談会を年 2 回以上実施します。たすけあいメールを年 4 回発行し、ます。

◆累計登録協力員 220 名

⑨たすけあい有償活動のサービス拡大事業

【継続・強化】 【社協】 【まちづくり推進係】

多様化する生活課題に対応するため、サービスメニューの見直し（活動単位時間、時間単価等）を行い、現在の仕組みでは対応が難しい福祉ニーズ（ゴミ出しや電球交換など）に対応します。

◆モデル事業を2地区で実施

(2) 地域福祉活動拠点の整備

①東永山複合施設内活動拠点の円滑な移転と新たな活動拠点の確保

【継続・強化】 【社協】 【まちづくり推進係】

コミュニティセンター運営協議会等と連携を強化し、多様化する福祉ニーズに対し、迅速な地域ニーズの把握と対応が図られるよう、よ

り身近な地域活動拠点を整備するため、東永山複合施設内活動拠点の移転先の選定を継続して行います。

各エリアの地域福祉活動の状況、地域特性を踏まえながら、地域の福祉活動拠点として、また、住民の身近な相談・情報提供窓口として整備していきます。併せて支部機能の再編を図り、機能の充実に努めます。

◆新たな活動拠点の選定

2 ボランティア・市民活動の推進

(1) 運営体制の強化・拡充

①多種多様な幅広い市民や団体等の参画による運営

【継続・強化】 【補助】 【ボランティアセンター】

福祉分野にとどまらず、多様な分野で活動している市民や団体等、幅広い関係者が運営に参画し、NPO、企業、福祉施設、学校、行政等をつなぐネットワークづくりを図るなど、ボランティア・市民活動支援機関としての機能強化を図ります。

多摩ボランティアセンター運営委員会内に設置している各種専門委員会を再編・設置し、運営委員と一体となって課題解決に向け検討、実施します。

◆（仮称）多摩ボランティア・市民活動支援センターの創設 **◆各種専門委員会の設置**

(2) 活動の場や地域拠点の確保

①多摩ボランティアセンター永山分室の円滑な移転と新たな活動拠点の確保

【継続・強化】 【社協】 【ボランティアセンター】

今後、多摩ボランティアセンター永山分室の継続活用が困難であることから、市と情報交換しながら、永山分室の円滑な移転に向けた調整を図ります。ボランティア団体の活動の場の確保に努めます。

◆センター機能を移転先へ移転

◆ボランティア団体の活動拠点について市と協議

◆第4回ボランティアまつりの開催（参加協力団体数 43 団体以上）

（4）幅広いニーズキャッチの仕組みと体制づくりの推進

①ボランティアのデータベースの構築

【新規】 【社協】 【ボランティアセンター】

ボランティア活動をしたい人、支援が必要な人双方のボランティアニーズに迅速且つ効果的にコーディネートしていくため、ボランティア情報のデータベース化を図ります。

◆統合管理システムの稼働

②地域での相談体制の整備・拡充

【継続・強化】 【補助】 【ボランティアセンター】

地域に相談窓口を設置し、ボランティア相談員を配置して、様々なボランティア情報をより多く収集・発信しながら、課題解決につなげていきます。

また、ボランティア相談員を育成し、出張相談窓口配置します。

◆出張相談窓口の設置に向けた検討・設置（6地域に設置、隔月1回以上開設）

◆ボランティア相談員の配置（6地域に配置）

③情報発信手段の充実

【継続・強化】 【補助】 【ボランティアセンター】

市民がより身近な地域でボランティア情報を得られるよう、ボランティア情報コーナーの設置を推進していくと同時に、ウェブサイトやメールマガジンの配信などインターネットを活用した情報発信手段の充実を図ります。

また、ウェブサイトをだれも見やすいように、バリアフリー化（※）を図ります。

※ウェブサイトのバリアフリー化

視覚障がいのある方でも見やすい配色や音声読み上げソフトで読み上げやすいようにするなど、障がいの有無にかかわらず、だれもが

見やすいように情報格差を是正すること。

◆ボランティアコーナーの設置場所検討・調整・設置（設置数6カ所）

◆ウェブサイトのバリアフリー化

◆メールマガジンの実施

（５）運営資金及び活動財源の確保

①財源確保に向けた事業等の実施・拡充

【継続・強化】 【社協】 【ボランティアセンター】

多摩ボランティアセンターの運営強化を図るため、各種チャリティ事業を開発・実施し、自己財源確保に向けた取り組みを計画的に行います。

◆目標額20万円

②ボランティア基金の増収と有効活用

【継続・強化】 【社協】 【ボランティアセンター】

ボランティア基金の増収を図るとともに、基金活用の内規を検討し、定めます。

◆新規積立額 目標額25万円

Ⅱ 福祉のまちづくりを支える人づくり

1 住民意識の高揚

（１）地域福祉活動への意識啓発

①地域での福祉学習・啓発事業（地域出前事業）の推進

【継続・強化】 【社協】 【まちづくり推進係】

【ボランティアセンター】

地域で行う多種多様な福祉学習プログラムを構築します。
学校に対して福祉体験学習の意義を伝え、学習機会の拡大を図ります。

地域での催しなどに積極的に出向いて、福祉体験や講座・研修会等を行います。

◆地域出前講座&特技ボランティアガイドの見直し検討、作成
◆地域出前事業の実施（学校：目標 10 校以上、地域：目標 4 回以上）

多くの当事者や関係団体等の協力を得て、冊子「災害時要援護者からのメッセージ」を改訂します。

地域合同防災訓練などに積極的に参加し、災害時の要援護者支援の啓発を行い、住民相互の支えあい活動の裾野を広げていきます。

◆「災害時要援護者からのメッセージ」の見直し版の作成
◆災害時の要援護者支援の啓発（目標累計 10 回以上）

（2）関係機関等と連携・協働した地域の福祉力向上

①福祉意識の高揚事業

【継続・強化】 【社協】 【まちづくり推進係】

地域包括支援センターや民生・児童委員等、様々な専門機関と連携・協働しながら「福祉・意識の啓発講座」、「認知症サポーター養成講座」や「まちあるき」などの事業を実施し、より多くの市民の福祉への関心が高まるよう働きかけを行います。

自分の住んでいる地域を良く知る機会を作り、より地域に愛着を持ってもらうことにより、自然と地域に目が向き、地域活動への参加意欲を高め、福祉のまちづくりを支える人材の育成につなげていきます。

◆様々な専門機関と連携し実施する

②関係機関・地域団体などとの協働事業（地域協働事業）の推進

【継続・強化】 【社協】 【ボランティアセンター】

地域団体やボランティア団体等と企画立案から協働して、地域課題解決に向けた取り組みを実施します。

◆新たな団体と協働実施（目標累計 3 団体）

2 人材の育成と参加促進

(1) ボランティア・地域活動者の育成

① ボランティア体験事業の拡充

【継続・強化】 【補助】 【ボランティアセンター】

夏の期間以外でも、様々な世代の方が、幅広い分野に日常的にボランティア体験できるメニューを開発し、活動につなげていきます。

小学生から大学生、社会人、主婦、団塊世代、アクティブシニア等、広範な人々の活動を促進します。

◆ 活動体験者数 170 人

② 課題別生活支援等ボランティア・地域活動者の育成

【継続・強化】 【社協】 【まちづくり推進係】

【ボランティアセンター】

学校や地域等から求められるニーズに即して、課題別等に講座を実施しながら、ボランティア・地域活動者を育成し、活動につなげていきます。

また、たすけあい有償活動協力員やサロン活動者、地域福祉推進委員会活動者等、すでに地域で活動している方を対象に、研修会や講座等を実施し、人材の育成を行います。

◆ 課題別ボランティア講座の実施（目標累計2回以上）

◆ たすけあい有償活動協力員研修の実施：年3回実施

◆ サロン活動者、地域福祉推進委員会活動者等、地域活動者への講座の実施

◆ 福祉協力員制度の実施・検証

(2) 市民・企業の地域活動への参加促進

① 市民の地域活動への参加促進

【継続・強化】 【補助】 【権利擁護センター】

【まちづくり推進係】

【ボランティアセンター】

地域の活動に関わりが少なかった団塊世代の方など、さまざまな世代を対象に地域活動入門講座やボランティア入門講座、たすけい有償活動の協力員説明会やサロン事業の説明会など、多種多様な「地域活動参加促進プログラム」を実施し、無理なく気軽に活動できるよう後押ししながら、市民の地域活動への参加促進を図ります。

- ◆対象者別ボランティア講座の実施（累計4回以上）
- ◆たすけあい有償活動協力員説明会の開催：年3回
- ◆サロン事業説明会の開催：年3回

②企業の地域活動への参加促進

【新規】 【補助】 【ボランティアセンター】

運営委員会内に、企業との連携強化検討専門委員会を設置し、企業の力を地域につなげる新しい社会貢献活動の仕組みとして、（仮称）「たまボランティアギフト」の実施に向けた検討を行います。

企業や福祉団体等との情報交換の場を設け、企業の地域社会貢献活動の情報を把握するとともに、地域（活動先）のニーズ把握を行います。

企業による様々な地域活動・ボランティア活動への人材派遣を推進します。

※たまボランティアギフト … マッチングギフト制度（社員が福祉団体等に寄附する際に、企業が同額を上乗せして寄附する制度）の「社員の寄附」を「社員のボランティア活動」に置き換えたもの

◆ボランティアギフトの実施に向けた検討・試行実施

Ⅲ きめ細やかな相談と支援の推進

1 地域での相談体制の整備

（1）地域での相談事業の充実・関係団体との連携による相談体制の整備

①福祉なんでも相談の実施

【継続・強化】 【社協・補助】 【まちづくり推進係】

日常生活における些細な相談を身近な地域で受けられるようにコミュニティセンター等関係機関と連携し、「福祉なんでも相談」を実施します。

また、多様化する地域課題やニーズに対し、より早く的確な情報を提供し、課題解決に結びつけるため、関係機関と連携し相談体制を整備するとともに、より専門的な相談も受けられるよう、相談体制の検討・拡充を図ります。

◆地域包括支援センター、民生・児童委員等、関係団体と連携による相談窓口の実施 6カ所

(2) 生活安定のための相談・支援体制の充実

①生活安定のための相談・支援事業

【継続・強化】 【社協・補助・受託】 【事業係】

所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、生活の安定と経済的自立が図られるよう、きめ細やかな相談と支援のより一層の推進を図ります。

◆生活福祉資金の相談件数1,500件

◆小口資金貸付の相談件数470件

◆緊急援護の相談件数29件

※相談件数は、社会情勢の中での推計値

2 権利擁護事業の充実と拡充

(1) 権利擁護センターの機能充実

①地権事業等の充実

【継続・強化】 【社協・補助・受託】 【権利擁護センター】

第3次地域福祉活動計画において掲げていた「福祉サービスの利用に至る以前の地権事業等の利用」は、平成23年度に東社協及び行政との調整を済ませ本実施に移行することができました。今年度は積極的に市民等への周知を図り、利用促進に向けた取組みを強化します。

◆相談支援数3,620件、

◆地権事業等の累計契約者170名

◆福祉サービスに至る以前の契約件数2件

②緊急事務管理事業の拡充

【継続・強化】 【社協・補助・受託】 【権利擁護センター】

緊急事務管理事業の役割分担について多摩市と調整を終え、今年度は行政と連携しながら事業の充実を図ります。

◆緊急事務管理累計件数6件

(2) 成年後見事業の拡充

①成年後見申立支援事業の拡充

【継続・強化】 【補助】 【権利擁護センター】

成年後見制度相談の大幅な増加が見込まれることから、体制の見直しを図ります。また、昨年に引き続き多摩市と連携して、市民に対する各種講座等を定期的に開催します。

◆成年後見相談件数335件

◆成年後見累計申立支援件数40件

②法人後見等の実施

【新規】 【補助】 【権利擁護センター】

効果的・効率的な法人後見の平成25年度試行実施に向け、多摩市や関係機関と共に検討・準備を進めます。

IV 市民とともに歩む、社協の経営

1 組織体制の見直しと強化

(1) 「意思決定」の仕組みの強化

①部会、委員会の再編（役割の分化と明確化）

【継続・強化】 【社協】 【総務係】

事務局組織の再編とともに、部会・委員会の再編と役割の見直しを行い

ながら、組織の活性化を図ります。

◆実施（部会再編）

②理事会・評議員会の活性化

【継続・強化】 【社協】 【総務係】

「経営判断」や「意思決定」を行う機関として、理事会・評議員会の機能強化を図ります。

各地域福祉推進委員会からの評議員の推薦枠を設置し、多摩社協の組織活動に住民の声を反映します。

◆理事会の開催（年6回）

◆評議員会の開催（年6回）

◆選出枠の実施（評議員改選）

（2）事務局機能の強化

①事務局組織の再編と機能強化

【継続・強化】 【社協】 【総務係】

事務局組織を再編し、進行管理等、法人の管理機能の強化を図ります。
また、経営判断及び計画に基づき事業・活動、法人運営を実施するために事務局体制を再構築します。

◆事務局再編

②法人管理部門の体制の強化

【継続・強化】 【社協】 【総務係】

財務・労務業務の複数担当制の導入や、新たな企画部門の設置を含め、法人管理部門の機能強化に向け検討を行います。

◆実施

(3) 専門性の向上

①職員研修体系の充実・強化

【継続・強化】 【社協】 【総務係】

研修体系（基本研修、階層別研修、専門研修の三分類）を構築するとともに、地域福祉活動の先進事例の視察や研究、人事交流等を図りながら、職員の資質・専門性の向上に取り組みます。

◆研修体系の構築

◆新任職員研修プログラムの構築

◆視察の実施

(4) 自主財源の確保

①自主財源の見直しと新たな財源確保の検討と拡充

【継続・強化】 【社協】 【事業係】

既存の自主財源を見直し、それらの拡充を図ります。

会員会費については、自治会・住宅管理組合への「社協説明会」の開催に向けた継続的な取り組みを実施して、会員を拡大し増収を図ります。

福祉ショップについては、専門の委員会を設置して、障がい者団体・施設等の支援や経営の強化に努めます。

新たな財源確保の検討については、他社協の収益事業の事例研究と新たな収益事業の検討と、広告収入についても拡充を図るための検討をします。

◆福祉バザー等収入 650,000 円

◆チャリティゴルフ大会収益額 700,000 円

◆自動販売機収入額 2,525,000 円

◆福祉ショップ収支差額 0 円

◆広告料収入等 300,000 円

合計 4,175,000 円

2 透明性のある法人経営の確立

(1) 計画の進行管理及び外部機関による法人監査の実施

①計画の推進と強化

【継続・強化】 【社協】 【総務係】

地域福祉活動計画推進委員会にて、計画の進行管理及び評価を実施します。

◆地域福祉活動計画推進委員会による計画の進行管理

②外部監査の検討と実施

【継続・強化】 【社協】 【総務係】

法人の透明性を確立するため、外部機関による監査の導入に向け検討いたします。。

◆外部監査の内容の協議（調査項目の検討、実施機関の選定、頻度の検討等）

(2) 情報公開と提供の充実

①ホームページの充実

【継続・強化】 【社協】 【事業係】

ホームページをリニューアルして見やすく、分かりやすくし、取り扱う情報や公開する情報等を拡充します。

◆実施、検証管理

②広報活動の充実

【継続・強化】 【社協】 【事業係】

広報活動については、「ふくしだより」の発行回数、部数、誌面や構成などを見直すとともに、設置場所などについては充実を図り、より多くの市民の方々に届けられ、読まれるよう検討していきます。

広報活動や情報発信については、ホームページや広報紙に留まらず、各種事業を通じたPRを積極的に行います。

◆実施

(3) 会員モニター制度の導入

① 会員モニター制度の研究と実施

【新規】 【社協】 【事業係】

会員モニター制度の研究及び具体的実施に向けた検討を進めます。

◆ 検討

3 在宅福祉サービスの再構築

(1) 介護保険法に基づく事業

① 通所介護事業

【継続】 【受託】 【地域生活支援係】

【在宅サービス係】

平成24年度も市からの受託を継続し、今後の事業運営については、方向性を見直しを含め、市と協議を進めます。

◆ 事業実施についての方向性を見直し

② 多摩市南部地域包括支援センター事業

【継続・強化】 【受託】 【地域生活支援係】

平成24年度も市からの受託を継続し、機能の充実と地域への定着に努めていきます。

◆ 南部地域包括支援センターの充実

(2) 障害者自立支援法に基づく事業

① 地域活動支援センター事業

【継続】 【受託】 【地域生活支援係】

【在宅サービス係】

平成24年度から、従来の障害者福祉センター事業、在宅障がい者デイサービス事業、通所入浴サービス事業を包括し、新規事業として精神障がい者デイグループ事業（アミコス）を加えた、地域活動支援

センター（I型）事業を新たに受託します。

市内において同センターを先行運営する多摩市障害者福祉協会「の一ま」等の団体・事業者及び各行政機関等との連携を深める中で、当センターの施設機能と専門職の技能を活かした運営を進めるとともに、職員の資質向上を図り相談事業の充実を図ります。

◆センターの安定的な運営

◆精神障がい者デイグループ（アミコス）の運営

◆相談支援の充実

②コミュニケーション事業

【継続】 【受託】 【地域生活支援係】

【在宅サービス係】

市からの受託を継続し、機能の充実と安定に努めていきます。

◆手話通訳者・要約筆記者のレベルアップ

③同行援護事業

平成23年10月1日からスタートした本事業を、平成24年度も引き続き事業を運営し、質の向上に努めていきます。

◆事業実施について長期的展望の検討

（3）老人福祉センター事業

①老人福祉センター事業

【継続・強化】 【受託】 【地域生活支援係】

市民に定着した寿大学について、利用者ニーズを反映した事業内容に再構築し実施します。特に介護予防関係の事業充実を図り、平成24年度も別契約で介護予防事業を受託するよう市と調整します。

◆介護予防事業の受託